

暴力団排除措置に係る山梨県広報誌「ふれあい」及び 山梨県ホームページへの広告掲載基準

第1 趣旨

山梨県暴力団排除条例が平成23年4月1日から施行されたことに伴い、「山梨県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」が策定され、県が行う契約について、暴力団排除のための措置を講じることとしており、県の広告掲載基準についてもこれに準じる必要があることから「山梨県広報誌「ふれあい」及び山梨県ホームページへの広告の掲載に関する要領」（以下「要領」という。）第3条に基づき、次のとおり定めるものとする。

第2 掲載基準

広告主又は広告主の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは、当該広告主の広告は掲載しない。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

第3 誓約書の提出

山梨県広報誌「ふれあい」及び県ホームページに広告を掲載する者は、県と広告掲載に関する契約を締結した者（以下「広告取扱事業者」という。）は、広告主から掲載の申し出があった際に、暴力団または暴力団の構成員等でない旨の誓約書（別紙）を提出させなければならない。

また、広告取扱事業者は、要領第6条第1項又は第2項の規定による事前協議時に、広告主から提出のあった誓約書を県に提出しなければならない。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、山梨県広報誌「ふれあい」特集号及び山梨県ホームページへの広告掲載等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 社印または代表者印 〕

(ふりがな)

法人名

㊞

(ふりがな)

代表者名

㊞ (男・女)

生年月日 (大正・昭和・平成・令和)

年 月 日